

**『経済財政運営と改革の基本方針2026』、
『日本成長戦略』、
『規制改革実施計画』、
『地域未来戦略』、
及び『デジタル社会の実現に向けた重点計画』の概要について**

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

2. 将来世代への責任を果たす持続可能な経済社会の構築

(略)

このような予算編成の抜本見直しを反映した初めての予算として、令和9年度予算を編成し、令和9年度(2027年度)を「責任ある積極財政元年」と位置付ける。本基本方針の第3章を、責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」として策定し、計画期間を2027～2040年度とする。同計画については、経済財政諮問会議において、「日本成長戦略」⁴、「地域未来戦略」⁵、全世代型社会保障、その他の分野別の点検を踏まえ、計画全体の実施状況を点検する。

強い経済、持続可能な財政と、質の高い全世代型社会保障とを同時に実現する社会保障改革を強化する。現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、給付と負担の見直しの検討、安心して必要なサービスを受けることのできる医療・介護提供体制の構築、DXやAI・ロボティクスの活用を通じたサービスの質の向上、攻めの予防医療等に取り組む。

「日本列島を、強く豊かに」していくため、地域における人口減少、インフラ老朽化、担い手不足といった課題を克服し、強い地域経済、持続可能な地域社会を構築する。このため、地域のレジリエンスと「稼ぐ力」を高める危機管理投資・成長投資への予算の重点配分、インフラ整備と産業クラスターの有機的連携を図る。また、デジタル技術の徹底活用、地方公共団体間の連携の加速、人材育成等を通じて、地域を支えるインフラ、行政サービス、医療・介護等のエッセンシャルサービスの維持・効率化、質の向上に取り組む。

また、「AIを前提」として社会や産業、教育の在り方を再構築する時代に入っている中、一人ひとりが意欲と能力に応じて最大限に活躍できるよう、AI活用と人材育成・確保・流動化、人材総活躍を一体で進める。

人口減少下においても我が国の成長力と国民の安心が確保されるよう、少子化傾向の反転と人口減少に対応した社会経済の再構築の両面にわたる対策を推進する。省庁間の縦割りを排し、少子化傾向の反転、人材希少社会における社会経済の活力維持、全世代型社会保障の構築、持続可能な地域社会の構築に取り組む。このため、有識者会議を含め人口戦略本部における推進体制を強化し、2026年末を目途に一貫した総合的な戦略(「人口総合戦略(仮称)」)を策定すべく検討を進める。その際、併せて将来必要となる労働力人口の規模についても多角的に検討する。

(略)

⁴ 令和8年7月21日閣議決定。以下「成長戦略」という。

⁵ 令和8年7月21日閣議決定。

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(略)

17の戦略分野⁶を中心として、危機管理投資や成長投資を官民が一体となって大胆かつ戦略的に進め、日本経済の成長力と国民の安全と安心を確保し、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益を上げ、税収が自然増に向かう「強い経済」の好循環の実現を目指す。また、我が国を世界有数の知的創造・イノベーションの拠点とするべく、スタートアップの振興などを図るとともに、人材力の強化、絶え間ない規制・制度改革による企業の挑戦を促す環境整備等を通じ、中長期の成長力を引き上げる。

(略)

⁶ AI・半導体、デジタル・サイバーセキュリティ、情報通信、量子、防衛産業、航空・宇宙、海洋、造船、マテリアル(重要鉱物・部素材)、合成生物学・バイオ、創薬・先端医療、資源・エネルギー安全保障・GX、フュージョンエネルギー、防災・国土強靱化、港湾ロジスティクス、フードテック、コンテンツの17分野。

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(1)「日本成長戦略」の推進

(戦略分野への官民投資の実現)

(略)

17の戦略分野における62の主要な製品・技術等⁹の官民投資ロードマップに盛り込んだ施策パッケージを着実に実行する。複数年度での予算措置の活用、政府調達や規制改革を通じた初期需要の創出、研究開発から社会実装までの一気通貫の支援、人材・データ・計算資源等の事業基盤の整備、税制・金融面からの大胆な後押し、国際標準化や同志国等・グローバル・サウスとの連携強化等を組み合わせて一体的に進め、自律性・不可欠性の確保と海外市場の獲得を同時に追求する。

(略)

⁹ フィジカルAI(特にAIロボット)、フィジカル・インテリジェント・システムの中核を担う半導体、バーティカルAI(領域特化型AI)、データプラットフォーム、セキュリティの確保された政府・地方公共団体のAX/DX基盤、AI時代に対応した先進的サイバーセキュリティ製品・サービス、クラウド・データセンター、蓄電池、クラウドネイティブに最適化された医療DX基盤、自動運転技術、オール光ネットワーク(APN: All-Photonics Network)、海底ケーブル、次世代ワイヤレス(非地上系ネットワーク、5G/Beyond 5G(6G)等)、量子コンピューティング、量子通信・ネットワーク、量子センシング、小型無人航空機、艦艇、デュアルユース技術、民間航空機(次期単通路機・次世代航空機)、無人航空機、空飛ぶクルマ、ロケット・射場、人工衛星・サービス、月面探査・低軌道技術、海洋無人機(海洋ドローン)、海洋状況把握(MDA)、革新的海底開発技術・システム、次世代船舶、船舶修繕、LNG運搬船、永久磁石、グリーン鉄、革新的金属部素材、低炭素金属部素材(鉄鋼以外)、一次原料(鉱石等)及び二次原料(リサイクル材等の循環資源)からの製錬・分離精製、解体選別技術、AI等を活用した複合新素材、バイオものづくり、バイオ医薬品・再生医療等製品等、ファーストインクラス製品・ベストインクラス製品(医薬品、再生医療等製品)、感染症対応製品、革新的デバイス(AI、ロボティクス等)を活用した先端医療、ライフログデータ等を活用したヘルスケア関連サービス、次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽電池等)、水素等、次世代型地熱、洋上風力、次世代革新炉、GXケミカル、フュージョンエネルギー、防災技術、港湾荷役機械、サイバーポート(港湾物流DX)、次世代型倉庫、植物工場、陸上養殖、食品機械、新規食品、ゲーム、アニメ、マンガ、音楽、実写の62個。

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(1)「日本成長戦略」の推進

(分野横断的課題への一体的取組)

(略)「成長戦略」に記載した8つの分野横断的課題¹⁰ へ対応するための施策パッケージ¹¹を着実に実行していく。具体的には、①官民双方の行動変容による国内投資推進のための基盤の整備、②サプライチェーン強靱化と国際連携、③グローバル産業の競争力強化とローカル産業の生産性向上、④スタートアップの技術力も取り込んだイノベーション力の強化、⑤成長投資を支えるリスクマネーの供給強化と金融機能の高度化、⑥現場・専門人材の確保・育成、労働市場改革、家事等の負担軽減を通じた多様な人材の活躍環境の整備、⑦投資と賃上げの好循環を創出する賃上げ環境整備¹²、⑧安全なサイバー空間の確保のためのサイバーセキュリティ強化、といった課題への対応を着実に進めていく。

(官民投資ロードマップを踏まえた予算・財政運営の接続)

日本成長戦略会議で具体化された17の戦略分野における官民投資ロードマップ、8つの分野横断的課題への対応策及び投資額、GDP、債務残高対GDP比等の試算を踏まえ、危機管理投資・成長投資を政府全体の予算編成及び財政運営に明確に接続する。

そのための措置として、危機管理投資・成長投資の『「強く豊かな日本」投資枠』を創設するとともに、複数年度で予見可能な投資支援策を活用し、各府省庁が、予算の単年度主義や補正依存に縛られることなく、日本の将来を切り拓く大型投資、研究開発、規制・制度改革を中長期視点から構想、提案、実行できるよう促す。

¹⁰ 新技術立国・競争力強化、スタートアップ、金融を通じた潜在力の解放、人材育成、労働市場改革、家事等の負担軽減、賃上げ環境整備、サイバーセキュリティの8つ。

¹¹ 例えば、「スタートアップ総力創出パッケージ」、「成長投資を促進するための金融戦略」、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」など。

¹² 「成長戦略」においては、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す」旨が記載されていることに留意する。

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

2. 強い外交・安全保障の確立

(2) 経済安全保障の強化

(略)

経済安全保障上の面から懸念されるあらゆる事態を念頭に、エネルギー・食料・医薬品・医療機器・生活必需品等の国民生活・産業活動の維持に必要な物資、海上輸送等の物流も含めた社会インフラ基盤についてリスクの総点検を包括的なアプローチで行い、その結果明らかとなる脆弱性を解消するための措置を講ずる。我が国のサプライチェーン・製造基盤を上流から下流まで強靱化するため、汎用品も含む重要な基盤的物資や、将来更に重要性が高まる物資を支える部素材、資源循環等へ支援対象を拡大するとともに、包括的な取組を進める。経済合理性に委ねると安定供給確保が困難な領域については、国による更なる支援の方策について検討する。

(略)

安全保障上重要な個人機微データの防護に関する法案の早期提出を目指すとともに、データセンター・クラウドの安全性等を確保するために必要な措置を講ずる。AI性能の高度化を踏まえ、重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティを強化するとともに、ベンダによるソフトウェアの脆弱性に対する早期発見・対応能力を向上させる。

(略)

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

3. 国民の安全・安心の確保

(1) 防災・減災・国土強靱化の推進

(令和の国土強靱化対策、防災対策の推進)

激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の危機から、現在と未来の国民の生命・財産を守り抜き、強い経済を支えるため、令和の国土強靱化対策を断行する。

「国土強靱化基本計画」⁹⁰が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」⁹¹及び「国土強靱化年次計画2026」⁹²に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。
(略)

(略) 船舶活用医療の提供体制の整備を推進する。災害廃棄物処理体制を充実させる。

千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震の対策を推進するとともに、富士山噴火等の火山災害への対策や、火山調査研究推進本部における調査研究、人材確保・育成に取り組む。

衛星・AI技術による消防・防災DX、防災気象情報の高度化を推進する。林野火災対応を始め消防防災力の充実・強化を進める。危機管理投資・成長投資を活用し、防災技術の研究開発及び防災産業の育成・海外展開を促進する。

被災者支援体制を強化し、避難生活環境を抜本的に改善する。官民連携による担い手確保や物資・資機材の整備・運用体制確保を進める。被災者の心のケア、避難所等の耐災害性の強化や有事の際の機能発揮にも取り組む。

(略)

⁹⁰ 令和5年7月28日閣議決定。

⁹¹ 「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)。高規格道路のミッシングリンクの解消、無電柱化、大雪対策等を含む。

⁹² 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

3. 国民の安全・安心の確保

(2) 東日本大震災・能登半島地震への対応

(東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興・再生)

福島復興なくして東北復興なし、東北復興なくして日本の再生なし。「復興の基本方針」⁹⁵に基づき、まずは今後5年間⁹⁶で何としても解決していくとの強い決意で、様々な課題に取り組む。国が前面に立って、原子力災害被災地域の復興・再生を推進する。(略)

(能登半島地震からの復旧・復興)

令和6年能登半島地震及び豪雨災害からの創造的復興を遂げなければならない。インフラの復旧・整備、災害公営住宅の整備、復興まちづくり、被災者の生活や生業の再建、地場産業・伝統産業の復活・振興、地籍調査・法務局地図作成の加速を推進する。

⁹⁵ 「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和7年6月20日閣議決定)。

⁹⁶ 令和8年度から令和12年度までの「第3期復興・創生期間」。

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

3. 国民の安全・安心の確保

(3) 治安・安全の確保

(犯罪対策、被害者支援)

良好な治安を確保するため、新技術を悪用した犯罪やCBRNEテロ⁹⁷等の抑止・対処⁹⁸(略)に向けた働き掛けを強化する。
(略)

(4) 外国人政策の推進

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」¹⁰⁹に基づき、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱など問題のある行為に毅然と対応し、国民の不安や不公平感への対処に向けた取組を一層進める。在留許可手数料の見直しや電子渡航認証制度(JESTA)導入による手数料収入により確保した財源を最大限活用しつつ、従来の考え方にとらわれずに必要な措置を講じて、外国人政策を総合的かつ強力に進める。
(略)

⁹⁷ C(Chemical: 化学)B(Biological: 生物)R(Radiological: 放射性)N(Nuclear: 核)E(Explosive: 爆発性)物質を使用したテロの総称。

⁹⁸ 警察・消防・自衛隊等の装備資機材の充実、危機対応医薬品の製造体制・備蓄の強化を含む。

¹⁰⁹ 令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

1. 「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現

(「成長戦略」による投資拡大等によって目指す経済・財政の姿)

(略)

このため、「経済・財政新生計画」を刷新し、本章を、責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」として定め、目指す経済・財政の姿の実現に向けて取り組む。本計画は、2027～2040年度を計画期間とし、財政運営目標の設定、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、『「強く豊かな日本」投資枠』の創設、補正予算依存からの脱却、基金や複数年度にわたる予算措置の見直しといった予算編成の在り方、分析・検証の強化等による市場の信認確保といった、新たな財政運営の仕組みを一体で示す。

(経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換)

「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する。このため、令和8年度当初予算¹¹⁴から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する。

その際、官公需における適切な価格転嫁を徹底するとともに、医療・介護・保育・福祉等の公定価格について、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保に必要な対応を進める。あわせて、予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める。

歳出規模の総額は、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政目標との整合性を踏まえ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしいものとする。その上で、歳出の目安については、一律抑制型の上限としてではなく、予算全般において歳出改革努力を継続する中で、伸ばすべき歳出と見直すべき歳出を峻別する、規律ある資源配分を実現する枠組みとする。

このため、租税特別措置や補助金等の点検・見直し¹¹⁵を進め、施策の優先順位を洗い直し、大胆に重点化する。危機管理投資・成長投資を強化するとともに、予算編成プロセスにおいて、成長への寄与、民間投資の誘発効果等を精査し、我が国の予算を成長力強化に資するものに変革していく。

社会保障関係費については、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、国費だけではなく、給付費全体、公費・保険料負担、現役世代の可処分所得などを踏まえ、給付と負担の改革を継続していく。非社会保障関係費については、物価・賃金上昇を適切に反映しつつ、上記の方針を踏まえ、PDCA・EBPMに基づき、既存事業の見直しと政策効果の高い分野への重点化を徹底する。

¹¹⁴ 令和8年度地方財政計画を含む。

¹¹⁵ 見直しに当たっては、各府省庁は自己点検を反映して概算要求を行うとともに、見直し内容を予算編成プロセスにおいて精査した上で、具体化する。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

2. 全世代型社会保障の構築

(1) 社会保障と税の一体改革の推進

(税制改革)

「強い経済」を実現するため、財政の持続可能性に十分配慮しつつ、「責任ある積極財政」の下、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

(「給付付き税額控除」とそのつなぎ)

「給付付き税額控除」とそのつなぎ(飲食料品の消費税率等)については、今後予定されている社会保障国民会議の中間とりまとめを踏まえ、本年8月上旬までを目途に、その方針を決定する。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

2. 全世代型社会保障の構築

(2) 成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

「強い経済」では、経済成長によって、物価と賃金が上昇していく。我が国の社会保障制度も、成長型経済に合わせて、持続可能な設計に変えなければならない。

国民皆保険・皆年金を堅持し、年齢に関わらず能力に応じて公平に負担し合い、必要な方に必要なサービスが適切に提供される全世代型社会保障を構築することによって、国民の命と健康、生活を守り、安心して働き、活躍し、挑戦できる基盤を整備する。働き方の多様化や女性・高齢者の就労増加に対応し、働くことが報われる社会保障制度を目指す。給付と負担の全体像を含む全世代型社会保障の将来的な姿を若者も含め国民に分かりやすく情報提供する。

連立政権合意書(令和7年10月20日)に盛り込まれた13の社会保障改革項目について合意された具体的な骨子¹¹⁸に基づき、2026年度中に具体的な制度設計を行い、順次実行する。

具体的には、経済・物価動向等に適切に対応し、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することとあわせて、医療・介護を中心とした社会保障制度改革を着実に実行することにより、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。このため、骨太方針2025と同様、経済・物価動向等を踏まえ、的確な対応を行いつつ、これまでの歳出改革努力を継続し、2027年度の社会保障負担率が2025年度と比較して上昇しないよう取り組む。また、社会保障制度が果たす機能を損なわないよう配慮しつつ、社会保障負担率の目標の検討を進め、これとあわせて、社会保障改革について2026年度中に改革項目の具体化と工程の明確化を図り、順次実施する¹¹⁹。

¹¹⁸ 「社会保障改革項目に関する具体的な骨子」(令和8年7月7日自由民主党・日本維新の会 社会保障制度改革協議体)。

¹¹⁹ 特に、高齢化や高度化等への対応が必要な医療給付費については、経済が成長し賃上げが継続する「強い経済」の構築に向けた取組を進める中で、診療報酬に経済・物価動向等を基本的に反映しつつも、医療給付費の対GDP比や雇用者報酬の伸びとの関係などを参照しつつ、医療費適正化計画の次期改定に向けて抜本的な見直しを行うことを含め、改革を継続する。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

2. 全世代型社会保障の構築

(2) 成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

(医療・介護等)

医療・介護・障害福祉等の分野の技術の発展と普及を支援し、DX／AX、多職種連携を含むチーム医療等による生産性の向上と職員配置の柔軟化に向けた一層の取組を図るとともに、経営情報の見える化を進め、経営実態を把握した上で、物価と賃金の変動に適切に対応し、経営の安定、処遇改善を図りつつ、社会保障制度改革を着実に実行する¹²⁰。

その際、経済・物価の動向が2026年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には、令和9年度予算編成過程で診療報酬上の加減算を含む更なる必要な調整を行う。(略)あわせて、医療・介護・保育・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

2040年に向けて、病床数の適正化を着実に実施した上で、2027年度以降の地域医療構想を踏まえた医療機関の連携・再編・集約化¹²¹を促進するとともに、地域包括ケアシステムの深化を図り、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療・介護サービス提供体制を構築する。妊娠・出産の経済的負担軽減と安心・安全な小児・周産期医療提供体制の両立、救急医療体制の確保、ドクターヘリの安全で持続可能な運航の確保、看取りなど人生の最終段階における患者中心の適切な医療・ケア、精神医療に関する地域医療構想を踏まえた取組、訪問看護の適切な実施、中山間・人口減少地域での柔軟な介護・障害福祉サービスの提供を推進する。かかりつけ医機能の発揮や医師の地域・診療科偏在の更なる是正策、大学病院等からの医師派遣の推進を含めた総合的な医師偏在対策、地域の実情を考慮した2028年度以降の医学部定員の削減に取り組む。歯科専門職の偏在対策等¹²²の歯科医療提供体制の構築を図る。医療人材の実効的な養成・確保の方策について検討する¹²³とともに、看護職員の質の向上¹²⁴や潜在人材の活用を含む偏在対策等を推進する。(略)

¹²⁰ 具体的には、社会保障関係費については、給付と負担の改革努力を継続しつつ、高齢化による増加分に相当する伸びに経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。

¹²¹ 有床診療所も含めて医療機関の役割分担の明確化を図ることを含む。

¹²² 医歯薬連携等の推進、障害者等への歯科保健医療の充実、歯科技工所の質の向上・連携強化、歯科衛生士・歯科技工士の就労・離職対策を含む。

¹²³ その際、医療人材の専門性の維持・向上につながる育成の在り方についても検討する。

¹²⁴ 特定行為研修の推進を含む。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

2. 全世代型社会保障の構築

(2) 成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

(医療・介護等)

(略) 医療分野においては、新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえ、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な施設・設備の計画的な整備への必要な支援の在り方を検討する。介護・福祉分野においても、老朽化・災害対策を含む施設・設備の計画的な整備を支援する。

(略)

医療情報化推進方針を策定し、医療機関の情報システムの刷新、特定機能病院等の緊急的な対応を含めたサイバーセキュリティ対策を進め、電子カルテ・電子処方箋の普及と情報連携、医薬品等のデータベースの構築、公費負担医療や予防接種・母子保健のデジタル化等、医療・介護に関する情報の連携と二次利用を含む利活用の基盤を構築し、切れ目なく最適なサービスを効率的に提供する。

(略)

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

2. 全世代型社会保障の構築

(2) 成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

(創薬・先端医療イノベーション)

創薬・先端医療への官民投資を拡大し、健康医療安全保障を実現する。「健康・医療戦略」¹³⁰等を踏まえ、革新的な医薬品・医療機器等の創出、例えば、米国の医薬品に係る最恵国待遇(MFN)価格政策など、足元、諸外国の医薬品をめぐる政策の動きがある中でも必要な医薬品等が確実に上市される環境整備、特定重要物資を含む供給確保の必要性が高い医薬品等の国産化等による安定供給、先端技術の実用化を目指す。バイオ後続品の国内生産体制の整備等を着実に進める。産業構造改革の推進による後発医薬品等の安定供給を図る。

創薬・先端医療を成長経済の牽引役として、研究開発力や製造・供給の強化、流通体制の強靱化、スタートアップ支援、人材育成、先進医療の対象拡大、国際展開を総合的に推進する。全ゲノム解析¹³¹やiPS細胞等を活用した再生・細胞医療・遺伝子治療、免疫治療、小児・希少疾病用医薬品やRI¹³²、薬剤耐性菌を含む感染症対応の医薬品等の研究開発・生産等¹³³とともに、創薬・医療機器開発・診断へのAI利活用を推進する。国際水準の治験・臨床試験体制を整備し、国際共同治験の倍増を目指す。血しょう分画製剤の国内自給と小中学生を含めた献血への理解促進に取り組む。

経済・物価動向等の影響を受ける市場実勢価格を薬価調査等によりの確に把握した上で、創薬イノベーション、医薬品の安定供給と国民負担の軽減の観点から、2027年度薬価改定を実施する。その際、費用対効果評価制度について、客観的な検証を進め、これも踏まえ、制度の発展に向けた更なる見直しについて具体的に検討し、一定の結論を出す。我が国の医薬品市場の魅力を高める観点から、医薬品の画期性に対する初収載時における適切な評価や特許期間中の薬価の在り方¹³⁴を含め、革新的新薬のイノベーションの更なる評価について検討を進める。

¹³⁰ 令和7年2月18日閣議決定。

¹³¹ 日本ゲノム医療推進機構(GeMJ)による全ゲノムデータ・マルチオミクスデータ・臨床情報等を搭載した質の高いゲノム情報基盤の整備と、解析データの利活用の取組を進める。

¹³² RI(ラジオアイソトープ)については、「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」(令和4年5月31日原子力委員会決定)を踏まえ、開発・製造・安定供給・医療提供体制等の整備に必要な取組を進める。

¹³³ 「感染症危機対応医薬品等(ワクチン、治療薬、診断薬等)開発・生産体制強化戦略」(令和8年3月24日閣議決定)を踏まえた必要な法制度等の在り方の検討。

¹³⁴ 市場拡大再算定及び持続可能性特例価格調整等。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

2. 全世代型社会保障の構築

(2) 成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

(攻めの予防医療と疾病対策)

国民のWell-beingの向上と健康寿命の延伸を図り、誰もが社会の担い手として活躍できる日本を実現する。「攻めの予防医療」を推進し、健康増進、肥満症を含む疾病予防、早期発見、早期介入及び行動変容に関係機関が連携して取り組む。栄養・食生活を含む健康リテラシーの向上、地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化、学齢期の健康診断の在り方の見直し¹³⁵、予防接種、HIVや性感染症の予防、下水サーベイランス等の感染症対策、がん検診や精密検査の受診率向上、循環器病・糖尿病を含む生活習慣病等の予防、いわゆる国民皆歯科健診の具体化(歯周病検診の対象拡大や就労世代の歯科健診の更なる充実)、口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理¹³⁶、認知症の早期診断・早期対応、予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーション¹³⁷、PHRの利活用と情報連携を推進する。更年期世代の女性への医療の推進や女性の健康総合センターの機能強化、「プレコンセプションケア推進5か年計画」¹³⁸の工程表の策定と実行、企業と保険者のコラボヘルス、睡眠対策を含む健康経営の推進等¹³⁹、予防・健康づくりを支えるヘルスケア産業の育成等¹⁴⁰を図る¹⁴¹。

がん、脳卒中・心臓病その他の循環器病、慢性腎臓病、慢性閉塞性肺疾患、慢性疼痛、難病、アレルギー、依存症、難聴、睡眠障害等の疾病対策¹⁴²や移植医療対策を推進する。

¹³⁵ 小児期からの切れ目のない予防医療の観点を含む。

¹³⁶ オーラルフレイル対策等を含む。

¹³⁷ 効果的な訪問リハビリテーションの充実を含む。

¹³⁸ 令和7年5月22日プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会決定。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行う概念であるプレコンセプションケアについて、5か年計画を決定。

¹³⁹ 運送業での睡眠時無呼吸対策、睡眠障害の医療アクセス向上と睡眠研究の推進、睡眠ガイド等の普及啓発、睡眠等のデータを活用したサービス創出のためのエビデンス構築支援など睡眠関連の市場拡大や企業支援も併せて一層取り組む。

¹⁴⁰ いわゆる「統合医療」の研究及び普及啓発を含む。

¹⁴¹ 「性差に由来する健康課題等への対応を推進するための論点整理」(令和8年5月25日攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議取りまとめ)を踏まえて取組を推進する。

¹⁴² 先進医療で実施しているがん遺伝子パネル検査の標準治療開始前からの受診機会の拡大を含む。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

2. 全世代型社会保障の構築

(2) 成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

(国際保健の推進)

日本に設置されたUHCナレッジハブ等を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現、CEPI¹⁴³やGHIT Fund¹⁴⁴等と連携した国際的な感染症対策や保健システムの強化に取り組む。健康・予防・医療・介護関連の国際展開を推進する。

¹⁴³ 感染症流行対策イノベーション連合。

¹⁴⁴ 公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(2) 公教育の再生、研究活動の活性化

(略)規模適正化と地域を支える人材育成のため、大学の経営体力がある段階での撤退を進めつつ、各地域の医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な質の高い人材養成、専門高校・短大等の一貫課程編成、専修学校教育の高度化を進める。高等学校教育改革促進基金による支援のほか、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築を通じ、社会の変化に応じた高校教育改革を推進する。また、引き続き教育費負担の軽減に取り組む。

(略)

大学病院の教育・研究・診療のバランスの在り方等を明確化しつつ、教育研究機能や経営力の強化・処遇改善、老朽化した施設・設備を緊急的に改善するための支援に取り組む。

(略)

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(1) AI・半導体

①フィジカルAI(特にAIロボット)

(略)

ii) 勝ち筋・方向性

製造業等の豊富なデータや産業ロボット等の技術基盤をいかし、ロボット・主要部品・AIモデルの開発を進めるとともに、注力産業を特定して潜在需要を顕在化させることで国内市場を創出し、国内の生産・技術基盤の構築につなげる。

(略)

iv) 主な施策

(略)

・市場規模、ニーズ等を踏まえ選定した18分野¹の導入目標と支援策を整理した「AIロボティクス実装ロードマップ」に基づき、必要な支援や制度見直しを実施する。また、ロボットを導入し、データ収集、検証、標準化、人材育成を同時に進める社会実装のハブとなるAIロボティクスのCenter of Excellenceを創設する。

¹ 製造業(多品種少量生産)、造船、物流(倉庫・輸配送)、建設・土木、建築、インフラ保守、小売、宿泊業、飲食・食品製造業、医療、介護、警備業、農業、林業、廃棄物処理業、災害対応、警察活動、防衛。

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(1) AI・半導体

③ パーティカルAI(領域特化型AI)

(略)

ii) 勝ち筋・方向性

重点領域³の領域別戦略を策定し、人材を含めAI基盤や研究開発・実証への集中投資と、政府調達や制度改革による初期需要創出を一体的に推進する。各領域でのAX推進、AIの導入と開発の好循環を進め、パーティカルAIの中核拠点となる。

(略)

iv) 主な施策

・パーティカルAIの導入・開発・利用を支えるAI基盤の整備、研究開発、実証、データ創出を進める。(略)

(略)

³ 市場性の観点からは製造、物流・交通、情報通信、金融、創薬を、公共性の観点からは医療・介護・福祉、農林水産、建設、教育、行政、エネルギーを、戦略性の観点からは防衛、警察、防災、消防、サイバー、海洋、宇宙、科学研究を領域として選定した。

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(2) デジタル・サイバーセキュリティ

⑤ クラウドネイティブに最適化された医療DX基盤

i) 重要性

大量のデータを必要とする創薬・医療機器の開発の基盤であるとともに、医療提供体制の効率化・質の向上、サイバー攻撃等に対する強靱性確保が不可欠である。

ii) 勝ち筋・方向性

オンプレミス型¹⁰の医療機関情報システムをクラウドネイティブ型に刷新することにより、サイバーセキュリティ対策の強化、全国的なデータ連携基盤の構築を図る。

iii) 主な目標

- ・2028年度までに、電子カルテ未導入の200床以上の病院(療養病床等が中心の病院を除く。)について電子カルテ普及率100%を目指す。
- ・2030年までに、電子カルテ普及率約100%、地域の拠点病院のサイバーセキュリティ対策100%、大病院向けクラウドネイティブ型製品の提供を目指す。

iv) 主な施策

- ・認証されたクラウドネイティブ型電子カルテ製品の普及を促進する。また、大病院向けのクラウドネイティブ型製品の一体的・集中的な開発・普及を支援する。
- ・ネットワークの外部接続点の監視やサーバ等の管理強化など、サイバーセキュリティ対策を強化する。
- ・全国医療情報プラットフォームの拡充など、ゲノムを含むデータ連携基盤・TRE環境¹¹を整備するとともに、業務効率化のための病院DXの推進、医療提供体制のDX化を進める。

¹⁰ 院内に設置したサーバでシステムを管理・運用する方式。

¹¹ Trusted Research Environment。機微なデータを安全に管理・分析するための隔離された解析環境。

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(10) 合成生物学・バイオ

② バイオ医薬品・再生医療等製品等

(略)

ii) 勝ち筋・方向性

iPS細胞や抗体薬物複合体等の技術的強みをいかし、国内生産基盤を維持・構築し、製造受託実績を積み上げるとともに、新領域の国産基盤技術開発、創薬ベンチャーのグローバル展開を促進して海外市場を獲得する。

(略)

iv) 主な施策

- ・創薬ベンチャーや新薬候補を生むプラットフォーム技術開発の支援を強化³⁶する。
- ・医薬品市場の魅力向上による患者アクセスの改善に向けた、革新的新薬のイノベーションの更なる評価の検討、(略)、先進医療制度を活用した新技術社会実装を進める。
- ・革新的な基盤技術開発やバイオ人材の育成、AI・ロボティクスの活用等を含む国内製造拠点の整備³⁷や製造受託実績獲得を支援する。

³⁶ 医療上・技術上のニーズに沿った研究課題の設定、プロジェクトマネージャー配置、多段階選抜方式の導入、製薬企業とのM&A推進や医療・経済安全保障の観点も踏まえた社会実装支援の強化。

³⁷ 重要品質特性を踏まえた評価・量産体制の構築を含む。

II. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(11)創薬・先端医療

①ファーストインクラス³⁸製品・ベストインクラス³⁹製品(医薬品、再生医療等製品)

(略)

ii)勝ち筋・方向性

基礎研究力の強みや近年の治験への取組をいかし、実用化を担う人材の育成や、スタートアップ・国際共同治験における資金・制度面の課題解消を図り、創薬シーズ創出から実用化まで一気通貫で進める環境を整備し、「世界直行型」の開発を実現する。

(略)

iv)主な施策

・実用化を担う人材の育成や流動化を支援する。カーブアウト⁴⁰シーズの活用や投資の呼び込み、製薬企業とのM&A支援など、スタートアップ支援を強化する。

・免疫・再生医療等の基礎研究力強化、国際水準の治験実施体制整備(略)を図る。

(略)

³⁸ 全く新しい作用で世界で初めて承認されるもの。

³⁹ 同じ作用の製品の中で有用性が最も優れるもの。

⁴⁰ 製薬企業等の創薬シーズを切り分け、外部資本の導入等により新会社等で実用化する取組。

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(11)創薬・先端医療

②感染症対応製品

(略)

ii)勝ち筋・方向性

感染症対応医薬品の研究開発や製造施設の整備、ワクチン・抗菌薬等の買上げ・備蓄、安定供給に資する措置の推進、原料血漿(けっしょう)確保体制の強化を通じ、需要創出とともに生産体制の安定化を図り、国内供給とともに高品質な製品の輸出につなげる。

(略)

iv)主な施策

- ・サプライチェーンの状況等も踏まえ、国産抗菌薬の原薬等の製造施設整備や備蓄を支援する。
- ・免疫グロブリンの原料血漿確保体制の強化と製造施設の更なる整備促進を図る。
- ・MCM戦略⁴³も踏まえ、薬剤耐性菌の治療薬を含む感染症対応製品等の研究開発から備蓄まで一連の取組を推進する。

⁴³ 「感染症危機対応医薬品等(ワクチン、治療薬、診断薬等)開発・生産体制強化戦略」(2026年3月24日閣議決定)。

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(11)創薬・先端医療

④革新的デバイス(AI、ロボティクス等)を活用した先端医療

(略)

ii)勝ち筋・方向性

診断機器分野では、AI技術の進展を迅速に取り込むため、産学官連携のオープンイノベーションコア拠点を強化し、世界市場に展開する。治療機器分野では、イノベーションエコシステムや資金調達環境を構築し、世界市場の獲得につなげる。

(略)

iv)主な施策

- ・イノベーションコア拠点の強化やラピッドプロトタイピング環境⁴⁴の構築を行う。
- ・医療機器のサイバーセキュリティ確保、(略)、国際展開⁴⁵や国際規格化への支援、医療機器創出人材の育成拠点の強化、基礎研究等の促進を図る。
- ・創薬スタートアップ支援に準ずる規模での医療機器の開発後期に向けた投資資金確保⁴⁶、医療の省力化等につながる機器のエビデンス構築支援と評価の検討を行う。
- ・国民の生命に直結する医療機器等の安定供給体制の確保に必要な支援を検討する。

⁴⁴ スタートアップ等が迅速に試作品開発を行い製品を洗練させていける環境。

⁴⁵ 国際機関による国際調達やPMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンター・海外事務所の活用を含む。

⁴⁶ 医療上のニーズに沿った研究開発課題の設定、実装までのM&Aを含む支援、多段階選抜方式の導入、プロジェクトマネージャーの配置等を組み合わせることによって、効果を最大化。

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(11)創薬・先端医療

⑤ライフログデータ等を活用したヘルスケア関連サービス

i)重要性

ウェアラブルデバイス等を用いたデジタルヘルスサービスの世界市場規模は現在約70兆円であり、2034年には350兆円規模になるとの予測がある。健康医療安全保障の観点から、「攻めの予防医療」により国民が生涯にわたり元気に活躍できる社会を実現し、社会保障制度を含めた社会の支え手を確保することが必要である。また、個人の健康データの情報保護の観点から、セキュリティの確保が必要である。

ii)勝ち筋・方向性

ヘルスケアサービスの効果に係るエビデンス構築による企業・保険者がサービスを選びやすい環境整備やサービス活用のインセンティブ強化など、需給両面で対策に取り組み質の高いサービスの社会実装を進め、中長期的には海外市場に展開する。

iii)主な目標

- ・デジタルヘルスサービスの国内市場を拡大するため、企業・保険者による健康投資額を2025年の約1兆円から2040年までに約2倍に拡大することを目指す。

iv)主な施策

- ・サービス効果のエビデンス構築、一定の質を担保したサービスの明確化、臨床での活用を目指した睡眠等のライフログデータ活用のユースケース創出支援を行う。
- ・地域拠点整備等のスタートアップ支援、女性の健康やがん検診・歯科健診のデータ等の利用基盤整備、国際展開、民間保険のヘルスケアサービス活用を推進する。
- ・健康経営の普及促進、健康経営優良法人制度の評価手法や保険者インセンティブの在り方の検討、データヘルスに基づく効率的・効果的な保健事業の促進を行う。

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(14)防災・国土強靱化

①防災技術

(略)

ii)勝ち筋・方向性

技術開発から商品化、実装・需要創出、更なる技術開発につながる好循環を創出し、防災産業を振興するとともに、官民一体で海外展開を図る。SBIR制度の活用を含むスタートアップ支援やフェーズフリー、デュアルユース等の観点も重視する。

(略)

iv)主な施策

・「国土強靱化基本計画」・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を推進するとともに電力・通信・交通・医療の強靱化など民間部門の取組を進める。

(略)

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

4. 人材育成

(1) 現状と課題

(略)

(略)人口減少と大都市圏への流出により、地方では医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な人材が不足することが懸念され、地域ごとの人材需給ギャップの状況等も踏まえ、地域を支える必要な人材を確保していくことが必要である。

(略)

(2) 対応の方向性

(略)

③講ずるべき施策パッケージ

i) AX時代の産業基盤を支える人材育成に向けた高校教育と高等教育の一体改革

(略)

(高校教育改革と連動した高等教育改革)

(略)

(略)地域の産官学金の関係者が連携して取り組む、医療・介護・福祉、産業、インフラ等の人材需要を踏まえた高等教育における人材育成やアクセス確保策を支援する。

(略)

(新たな技術・知識・技能への対応や、地域基盤を支える実践的職業人材の育成)

(略)

(略)地域の医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な質の高い人材の安定的な養成体制等の確保(略)に取り組む。

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

5. 労働市場改革

(1) 現状と課題

(略)

(略) 17の戦略分野における投資を加速し、持続的成長につなげるためには、17の戦略分野にとどまらず、これらを支える建設や医療・介護・障害福祉を始めとした社会インフラ関連分野を含め、現場人材から高度人材に至る幅広い人材の育成・確保や、省力化を含めた生産性向上に向けた取組を進めることが極めて重要である。(略) 医療・介護・障害福祉等の分野において、持続的な賃上げを図り、必要な担い手の確保を進めていく必要がある。

(2) 対応の方向性

(略)

③ 講ずるべき施策パッケージ

i) 処遇向上に向けたリ・スキリング支援や労働生産性向上

17の戦略分野や、建設や医療・介護・障害福祉を始めとした社会インフラ関連分野等の業所管省庁と厚生労働省、経済産業省、文部科学省が、業界団体や大学等と連携して、スキルの標準化・可視化から、教育訓練体系の整備、教育訓練プログラムの開発・提供まで、一気通貫でリ・スキリング支援を行う。(略)

(略)

(略) 医療・介護・障害福祉分野の現場においても、テクノロジー等を活用して生産性向上を担う人材を育成するため、上記の一連のリ・スキリングに係る取組を推進する。(略) 医療分野では、改正総確法に基づく地域医療介護総合確保基金による業務効率化等への支援や国・都道府県による伴走支援を通じた省力化の着実な実行に取り組むとともに、働く環境の基盤整備等を推進する。(略)

(略)

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

7. 賃上げ環境整備

(略)

(2) 対応の方向性

(略)

③ 講ずるべき施策パッケージ

(略)

iii) 「省力化投資促進プラン」の着実な実行

「省力化投資促進プラン¹⁵⁰」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討する。

(略)

vi) 医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応

令和7年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和8年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

¹⁵⁰ 飲食業、宿泊業、小売業、理容業・美容業・クリーニング業・冠婚葬祭業、自動車整備業・ビルメンテナンス業・警備業、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業が対象。

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

8. サイバーセキュリティ

(1) 現状と課題

(略)

(略) 官民連携でサイバー脅威への対応を強化することは、17の戦略分野を始めとした成長投資の成果を享受するための大前提である。

(2) 対応の方向性

(略)

③ 講ずるべき施策パッケージ

i) 社会全体のサイバーセキュリティ及びレジリエンスの向上

(略)

(重要インフラ分野における対策の強化)

(略)

改正経済安全保障推進法により基幹インフラ制度¹⁵⁸の対象に医療分野が追加されたことを踏まえ、これまでの点検基準に加え、その対象事業者となる病院のセキュリティ等に関する点検基準を策定した上で、当該基準を利用した点検(2027年度開始予定)を促進する。

(略)

(一層の対策が必要な分野の底上げ)

(略)

医療分野については、特定機能病院等に対して、外部接続点の点検を含む緊急的な対応(2026年度開始)やサイバー人材の育成・養成を行うとともに、段階的にそれ以外の医療機関においても取組を進める。

(略)

¹⁵⁸ 基幹的なインフラサービスが安定的に提供されることを確保するため、基幹的なインフラ事業を行う事業者が、特定の重要設備について、導入や重要な維持管理等の委託をしようとする際に、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度。

規制改革実施計画（令和8年7月21日 閣議決定）（主な医療関係箇所抜粋）①

Ⅱ 実施事項 1. 強い経済の実現 (2) 健康・医療・介護

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
2	電子カルテデータの利活用の促進	(略) a 厚生労働省は、電子カルテ情報共有サービスについて、現行の対象情報には、特定の疾患における検査結果や、災害時、救急時、転院時等に必要となる薬剤処方理由等が含まれておらず、臨床現場において必要となる情報としてはなお不足があるとの指摘や、患者本人の意思に即した適切な医療の提供のためには、長期的な治療方針及びそれに対する患者の考え方などを医療機関間で連携する必要がある、それらの情報も対象情報とすべきとの声、さらには、医療機関から登録された電子カルテデータの保存期間について、例えば、先天性疾患や小児がんは、ライフステージの早い段階で治療し長期にわたりフォローアップが必要となる一方、現行の電子カルテ情報共有サービスにおけるデータ保存期間が最長5年（個々の医師による判断で設定される長期保存フラグが付されたものを除く。）となっていることから利活用が困難であるとの声などを踏まえ、電子カルテ情報共有サービスの対象情報の拡充及びその標準化並びに医療機関から登録された電子カルテデータの保存期間の延長について、臨床現場のみならず患者の意見も十分に聴取し、具体的なニーズ及び重要性を踏まえつつ、以下の事項を含め検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ・電子カルテ情報共有サービスの対象情報として、その標準化を前提としつつ、患者の基本情報（診察時のバイタルサイン、電子カルテ内の妊娠・出産関連情報、家族情報（既往歴等））、画像診断情報、画像・病理レポート、現在の電子カルテ情報共有サービスにおいて共有対象外の検体検査結果等、電子カルテ内のテキストにある臨床情報などの情報を含めること。 ・医療機関から登録された電子カルテデータの保存期間について、慢性疾患において小児科から成人診療科への移行（移行期医療）を要する疾患など長期にわたるフォローアップが求められる疾患など長期保存が必要となる対象疾患の整理及びそれに応じた保存期間の延長を行うこと。	a, c : 令和8年結論、結論を得次第速やかに措置

規制改革実施計画（令和8年7月21日 閣議決定）（主な医療関係箇所抜粋）②

Ⅱ 実施事項 1. 強い経済の実現 (2) 健康・医療・介護

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
2	電子カルテデータの利活用の促進	b 厚生労働省は、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケアを提供するために診療現場において電子カルテ由来の医療等データの活用を図ること、また、当該データを医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）等へ活用し、創出された新しい治療法や医薬品が再び臨床現場へ還元することが重要であり、そのためには電子カルテ由来の医療等データの質及び量の確保が前提となるが、その確保のためには、収集される情報に偏りが生じないよう悉皆性を担保した上で収集する必要があるとの声などを踏まえ、一次利用における一定の強制力をはじめとした実効性確保のための方策をもって当該データを収集し利活用できる仕組みの在り方に関して、電子カルテ情報共有サービスの運用及び普及状況を踏まえ、例えば、まずは医療機関の規模に応じて対応に差異を設けるなど優先順位を付けつつ、標準化された電子カルテデータを悉皆的に収集する仕組みなどの法制度の整備も視野に入れた検討を行い、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 c 厚生労働省は、電子カルテデータの共有・閲覧を可能とする対象者の範囲について、医療・介護の現場において、電子カルテデータを適切に活用することで、例えば、症状の状態や短期・長期的な予後の臨床情報を把握でき、就労支援等を受ける際の情報共有が円滑になることで、よりよいケアにつながるといった形で、患者に対して提供する医療・介護サービスの質の向上に資することから、電子カルテデータの共有・閲覧を可能とする対象者の範囲を医療機関にとどめず、介護事業者等も含めるべきとの声などを踏まえ、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所等の医療・介護に携わる医療機関以外の主体を対象者に含めること及びその主体の性質、情報の利活用の必要性等に応じて、共有・閲覧を可能とする対象情報の具体的範囲を設定することについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	a, c : 令和8年結論、結論を得次第速やかに措置 b : 引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置

規制改革実施計画（令和8年7月21日 閣議決定）（主な医療関係箇所抜粋）③

Ⅱ 実施事項 1. 強い経済の実現 (2) 健康・医療・介護

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
2	電子カルテデータの利活用の促進	d 厚生労働省は、まずは電子カルテ情報共有サービスの対象情報の利活用を可能とする電子カルテ情報DBの構築を進めている中、電子カルテデータについては、患者の状態や予後を把握するのに重要な基礎情報やアウトカム情報を含んでおり、詳細かつ長期にわたる患者の情報を分析することなどの二次利用においても重要な情報源であるとの指摘や電子カルテデータについて、例えば、希少がんに対する治療薬の臨床試験における結果補強のための利用や肥満症に対する治療薬における長期評価のための利用といったニーズがあるとの声などを踏まえ、aの措置による電子カルテ情報共有サービスにおける対象情報の拡大の検討を踏まえた、電子カルテ情報DBの対象情報の拡充や今後の対象情報の更なる拡充も見据えたシステム開発等の検討に着手し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	d：令和8年検討開始、結論を得次第速やかに措置

規制改革実施計画（令和8年7月21日 閣議決定）（主な医療関係箇所抜粋）④

Ⅱ 実施事項 1. 強い経済の実現 (2) 健康・医療・介護

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
5	被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化	(略) a 厚生労働省は、治験の一括審査を普及させるため、以下の事項を含めGCP省令の改正又はガイダンスの改正の内容について検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 ・ 治験開始前の治験審査委員会の審査について、治験依頼者が審査を依頼する治験審査委員会を選定した上で多施設共同治験においては一括審査を依頼することを可能とするとともに、治験依頼者が審査を行う治験審査委員会を選定した場合、各実施医療機関の長が、別途、治験審査委員会に審査依頼を行うことを不可とすること。 ・ GCP省令第30条に基づく治験審査委員会による審査のほか、実施医療機関の長が自らの実施医療機関で治験を実施するかどうかを判断する際にも、自らの実施医療機関に設置した治験審査委員会を活用している実態を踏まえ、治験審査委員会で審査すべき事項（例えば、倫理的及び科学的な観点からの治験の実施の可否、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守するための審査項目、審査が必要な安全性情報の範囲等）を明確化し、当該事項については、実施医療機関の長が審査することを必ずしも求めないこととすること。 ・ 継続審査を行う治験審査委員会が複数ある場合、一の治験審査委員会に集約して継続審査を行うことを可能とすること。	a：令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置

規制改革実施計画（令和8年7月21日 閣議決定）（主な医療関係箇所抜粋）⑤

Ⅱ 実施事項 1. 強い経済の実現 (2) 健康・医療・介護

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
5	被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化	b 厚生労働省は、治験審査委員会が集約された中でも、各審査委員会において、被験者の権利利益の保護が確保される形で適切に審議されていることが被験者や治験審査委員会を選定する治験依頼者を含む外部から確認できるようにすることで、実施医療機関の長が自らの実施医療機関に設置した治験審査委員会以外の治験審査委員会での審査の質に対する懸念を払拭し、治験の一括審査を普及させるため、以下の措置を講ずる。 ① 治験開始前に各実施医療機関に設置された治験審査委員会による審査を受けた多施設共同治験において、治験実施中に一括審査に変更する手続や、治験開始前に審査を受けた治験審査委員会が廃止された場合に別の治験審査委員会に審査を依頼する手続を明確化した上で、関係団体、実施医療機関等に周知すること。 ② 被験者保護を図りつつ、国際共同治験の実施を推進する観点から、以下の点を含め、質の高い治験審査委員会として満たすべき基準について検討し、結論を得次第、公表する。 ・ 治験依頼者又は自ら治験を実施し、若しくは実施しようとする者と利害関係を有しない者が参加していること。 ・ 申請書類の受付について国際共同治験への対応を前提とした対応となっていること（例えば、書類の電子申請受付が可能であること、英語資料の受入れが可能であること等）。 ・ 問合せ窓口を設置していること。 ・ 議論の要約を含む議事概要を公表し、実施医療機関等の求めに応じて、審査の議事録を共有する体制であること。 ・ 全委員の所属及び立場を公開していること。 ・ 審査費用に関する事項を公開していること。 ・ 標準審査期間の目標を設定し、公開していること。 ③ ②の措置を踏まえ、②により設定した各基準項目への対応状況について、各治験審査委員会自ら公表する制度をGCP省令の改正などにより導入することについて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 その上で、審査の透明性及び治験審査委員会の審査の質などが確保されていることを確認し、第三者による認定や認証等の要否を含め、治験審査委員会の質を担保するための方策の検討を行うため、治験審査委員会の公表内容並びに審査件数及び審査体制等の実態を把握する調査を行い、その結果を公表する。	b：①令和8年措置、②令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、③（前段）令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和11年度措置

規制改革実施計画（令和8年7月21日 閣議決定）（主な医療関係箇所抜粋）⑥

Ⅱ 実施事項 1. 強い経済の実現 (2) 健康・医療・介護

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
5	被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化	c 厚生労働省は、aの措置による改正GCP省令の施行後に届出された多施設共同治験について、一括審査の実施割合を毎年度把握し、公表する。また、厚生労働省は、一括審査が行われていない多施設共同治験がある場合には、一括審査が行われなかった原因等を調査分析し、その結果を踏まえ、必要に応じ、一括審査を普及するための所要の措置を講ずる。 d 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、治験審査委員会のほか、臨床研究の実施に当たって審査を行う認定臨床研究審査委員会及び生命科学・医学研究等の実施に当たって審査を行う倫理審査委員会について、被験者保護並びに多施設共同で実施する治験、臨床研究及び生命科学・医学研究等を推進する観点から、以下の点について検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 ① 治験審査委員会、認定臨床研究審査委員会及び倫理審査委員会（以下「各制度の審査委員会」という。）の要件について、bで設定した治験審査委員会の基準を踏まえつつ、各制度の審査委員会で共通して必要な基準を設定すること。 ② 治験に付随して生命科学・医学研究等を行う場合、治験については治験審査委員会での審査が、生命科学・医学研究等については倫理審査委員会での審査がそれぞれ必要となるが、当該生命科学・医学研究等についても、それぞれの委員会の要件を満たしていれば、治験と併せて審査を可能とするなど、治験及びそれに付随する生命科学・医学研究等を併せて計画した場合の審査を効率的に行うことを可能とすること。	c：aの措置から5年間継続的に措置 d：令和8年度措置

規制改革実施計画（令和8年7月21日 閣議決定）（主な医療関係箇所抜粋）⑦

Ⅱ 実施事項 2. 地方を伸ばし、暮らしを守る (2) 健康・医療・介護

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
3	医療・介護分野におけるタスク・シフト／シェアの促進	(略) a 厚生労働省は、介護現場で実施される行為のうち医行為に該当する食道ろうによる経管栄養について、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条に基づき現に介護職員が実施可能とされている胃ろうや腸ろうなどによる経管栄養が実施できず、食道ろうを造設した利用者が適時にサービスが提供されず不利益を被ることがないよう、一定の要件の下、介護職員が実施可能な行為として食道ろうによる経管栄養を追加することを検討し、結論を得る。 (略)	a: (前段) 令和8年度検討開始、令和9年度結論

規制改革実施計画（令和8年7月21日 閣議決定）（主な医療関係箇所抜粋）⑧

Ⅱ 実施事項 2. 地方を伸ばし、暮らしを守る (2) 健康・医療・介護

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
4	地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化	(略) a 厚生労働省は、オンライン診療受診施設でD to P with N を実施する場合における看護師等による診療の補助について、現状のD to P with N の運用状況に関する調査研究の結果を取りまとめ、その結果を踏まえつつ、以下の事項を含めて必要な留意事項の周知及びガイドライン等の整備を行う。 ・オンライン診療受診施設として届出されたオンライン診療専用車両等においても、点滴、注射、血液検査、尿検査、超音波検査、心電図検査などの一定の診療の補助行為が可能であることを明確化すること。 ・診療の補助行為を行うに当たって、オンライン診療受診施設やオンライン診療を実施する医療機関等に求める設備、体制等については、医療の安全性を確保することを前提に、必要最小限のものとすること。 ・オンライン診療受診施設において診療の補助行為を行うに当たって前提となる医薬品及び医療機器の看護師等による一時的な保管・運搬を、医師・医療機関の管理責任の下、医療の安全性を確保することを前提に、必要最小限の条件の下で可能であることを明確化すること。 (略)	a: 引き続き検討を進め、令和9年上期までに調査研究結果を取りまとめ、令和9年結論・措置

地域未来戦略(令和8年7月21日 閣議決定)(主な医療関係箇所抜粋)

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項⁸

第2節 豊かな生活環境の実現に貢献する主な施策の推進

ウ. 地域の暮らしの満足感向上

m. 満足できる子育て・医療・介護・福祉サービスの実現

(2)地域の医療需要に対応するための医療提供体制の維持・確保

- ①地域医療構想における取組・医師偏在対策の推進
- ②地域医療提供体制の維持・確保
- ③地域の医療需要に対応するための医療人材の養成

[KPI]

・遠隔医療設備整備事業の補助を受けて患者へ遠隔医療を実施する医療機関:263件(2023~2027年度累計)

[工程]

- ・重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継及び開業を支援しており、2027年度以降も実績調査を行いながら事業を推進する。
- ・遠隔医療の推進に向け、毎年度実績を把握しつつ、引き続き、遠隔病理診断やオンライン診療等の遠隔医療に必要な通信機器等の整備を支援する。
- ・地域の医療需要に対応する医療人材の養成に向け地域実習プログラムの構築支援を行い、2029年度以降は進捗等を踏まえた必要な措置を行う。

⁸「政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項」(法第8条第2項第3号)を指す。

第5節 その他の施策の推進

2. 豊かな生活環境

ウ. 地域の暮らしの満足感向上

(19)全国の医療機関等の間で保健・医療・介護情報を共有できる基盤の構築等

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

(3) 国民の暮らしのAX/DX推進(安全で便利な地域の暮らし)

③ 医療DXの推進

ア 電子カルテの推進・普及等

○安全な全国データ連携基盤を構築し、質の高い効率的な医療の提供を実現するため、医療機関の情報システムのクラウドネイティブ化を進める。令和8年度中にクラウドネイティブであること等を要件とする標準仕様に準拠する電子カルテの認証制度を構築し、その普及を図る。また、現在開発中の標準型電子カルテ(導入版)については、令和8年度の完成を目指し、令和9年度から診療所への導入を目指す。歯科電子カルテについては、令和8年度から標準仕様の策定を進め、普及等を目指す。

○電子カルテ情報共有サービスについては、令和7年から開始したモデル事業を通じて把握した課題に対応し、令和8年度中に、全国的な運用を開始する。また、令和9年度以降は、共有可能な情報の拡大(医療介護の連携、歯科医療機関や薬局が有する情報の活用等)及びマイナポータルを活用した利便性向上に係る検討を進め、運用状況を踏まえつつ更なる改善を図ることや、医療DXの基盤となるマイナ保険証の利便性の向上等を含め、全国医療情報プラットフォームの機能拡充等に取り組む。

イ 病院の情報システムのクラウド移行

○大病院を含む医療機関の情報システムのクラウドネイティブ化に向けて、電子カルテ・部門システムの連携のための標準インターフェイスの策定を進めるとともに、大病院向けのクラウドネイティブ型製品(電子カルテ、部門システム)の一体的・集中的な開発・普及支援を行う。

○医療機関の情報システムのクラウド化が図られるまでの間においても、医療機関のネットワークの外部接続点の監視等による適正化の推進等を実施し、早急に対応すべき地域の拠点となる病院のサイバーセキュリティ対策の強化を図る。

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

(3) 国民の暮らしのAX/DX推進(安全で便利な地域の暮らし)

③ 医療DXの推進

ウ 電子処方箋の推進

○電子処方箋利用者のUX向上による利用促進を目的として、マイナポータルを活用した電子処方箋の薬局への事前送付の方策について、令和8年度中に必要な検討を行い、結論を得た上で、令和9年度以降に必要なシステム改修を行う。また、電子処方箋を含む医療DXの推進に合わせて、保健医療福祉分野において公的資格の確認機能を有する電子署名・電子認証を行う基盤である公開鍵基盤(HPKI)の継続的な安定稼働及び更なる普及に向けて令和8年度以降順次検討を進める。

エ マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化

○マイナ救急(救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組)の実施環境を引き続き整備するため、令和8年度、厚生労働省で構築を進めている救急医療情報連携プラットフォーム(救急隊が傷病者情報を複数の搬送先候補医療機関と迅速かつ安全に共有できるプラットフォーム)にマイナ救急で得られる受診歴などの情報を連携させるための取組等を推進する。

オ 医療高度化に資するPHRデータ流通基盤の構築

○個人の日々の活動から得られるライフログデータを含むPHR(Personal Health Record)データを取得・分析し、健康増進等に役立てるサービスが一般的に普及したことで、蓄積された信頼できるPHRデータの利活用が可能となっているが、医師が患者のPHRデータを入手する仕組みが構築されていない状況を踏まえ、令和6年度までに開発したPHRデータ流通基盤を活用し、地域の医療・介護連携等におけるライフログデータを含むPHRデータ活用に係る現場実証を実施し、有効なユースケースを創出するとともに、そのユースケースに関するクリニカルパス(より質の高い医療の提供を目的としたPHRデータを活用した治療・検査に関する工程表)の策定・検証を令和9年度までに行う。

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

(3) 国民の暮らしのAX/DX推進(安全で便利な地域の暮らし)

③ 医療DXの推進

【施策例】

- ・ 3-31 マイナンバーカードと健康保険証の一体化
- ・ 3-32 マイナポータルを活用した指定難病・小児慢性医療費助成の申請手続の電子化及び
匿名指定難病患者データ・匿名小児慢性特定疾病児童等データに関するデータベースの活用促進
- ・ 3-34 診療報酬改定DX
- ・ 3-35 オンライン診療その他の遠隔医療の推進
- ・ 3-39 救急時における医療機関への医療情報共有
- ・ 3-40 マイナポータルAPI接続による健診等情報の利活用
- ・ 3-43 医療等情報の二次利用
- ・ 3-44 G-MISの改修等
- ・ 3-55 自立支援医療等の申請手続等のオンライン化調査研究事業
- ・ 3-57 医療機関等におけるDX・業務効率化の推進
- ・ 3-59 災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関のワンストップ連携

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

(5)サイバーセキュリティの確保

④ 医療機関・企業のサイバーセキュリティ強化等

ア 大規模病院等におけるサイバーセキュリティ対策の重点的強化

○大規模病院等がサイバー攻撃を受けた場合、診療機能の停止による地域医療への影響に加え、患者の個人情報の漏えい等、国民生活に深刻な被害をもたらすおそれがあり、サイバーセキュリティ対策の充実が喫緊の課題となっている。特に、電子カルテ導入病院を中心に、多くの医療機関において外部接続点が多数存在し、管理が困難となっている。こうした観点から、令和8年度は、外部ネットワークとの接続点が多数存在する医療機関に対して、その適正化まで対象を拡充した上で、接続点の維持管理体制づくり等に対する支援として、委託業者によるネットワーク統合作成等の支援及びネットワーク統合に必要な物品等に係る費用を医療機関に対して補助する事業を行う。くわえて、医療機関におけるサイバーセキュリティ人材の育成・確保の推進に向けた方策を検討し、検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずる。